

友愛の家有料施設利用規則

【2020年8月1日改定】

利用にあたっては「友愛の家施設利用規則」を厳守してください。

1 利用対象者

岡崎市在住の障がい児・者及びその家族、障がい者団体、その他個人又は法人

2 利用可能施設

活動室1、活動室2、活動室3及び多目的室

※ただし、友愛の家又はこども発達センターが業務で使用しない場合に限りです。

3 利用時間

9時から21時まで

※ただし、月曜日（月曜日が祝日法による休日の場合はその翌日以後の最初の休日でない日）、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで、第3日曜日を除きます。

※利用時間は、準備と後片付けの時間を含みます。

4 申込みから当日の流れまで

①利用登録

予約をするために、事前に友愛の家総合受付にて、指定の用紙に記入して利用登録手続きを行っていただきます。

②利用予約

・あいち共同利用型施設予約システム又は友愛の家総合受付窓口にて予約可能です。

・予約は先着順とし、予約開始時期については、別紙「友愛の家有料施設減免等について」を参照してください。当日予約は行いません。

※予約システムは、メンテナンスのため利用できない場合があります。

③本申請

・利用日の5日前（休館日の場合は、翌開館日。以下同じ。）までに友愛の家総合受付に直接来館の上、利用承認申請書を記入し、料金を支払ってください。利用証を交付しますので当日持参してください。

・予約のみで5日前までに本申請がなされない場合は、予約の取り消しを行います。

※ただし、利用日の5日前までにやむを得ない理由（事故や病気など来館が困難な状況）で本申請できないと認められる場合は、この限りではありません。5日前までに、その旨を連絡してください。

④当日受付

利用証を友愛の家総合受付にご提示ください。

5 利用料金

・別紙「友愛の家有料施設利用料金表」を参照してください。

・利用料金の減免については、別紙「友愛の家有料施設減免等について」を参照してください。

6 利用料の還付（払い戻し）

・本申請（利用料支払）後、利用日の5日前までに利用キャンセルの申し出があった場合は、利用料を還付（払い戻し）いたします。ただし、還付には日数を要する場合があります。

・利用日の5日前を過ぎて、利用キャンセルの申し出があった場合は、利用料を還付（払い戻し）いたしません。ただし、暴風警報発令（岡崎市）によるキャンセルは、利用料の還付をいたします。

7 付属機器の貸出について

・利用に際し、付属設備（マイク、プロジェクター、スクリーン、磁気ループ）の貸出を希望する場合は、利用予約時に申し出てください。

・機器の館外への持ち出しは禁止します。

・機器に不具合が生じた場合や破損した場合は、直ちに総合受付まで報告してください。

・故意又は過失による付属機器の故障・破損は、原則として利用者の全額弁償となります。

8 備品・設備について

- ・室内の備品・設備を所定の場所・用途以外にご利用にならないでください。
- ・室内の備品・設備の現状を著しく変更してご利用にならないでください。
- ・室内のすべての備品・設備について、許可なく利用権利の全部又は一部を第三者に譲渡又は転貸できません。
- ・故意又は過失による備品・設備の故障・破損は、原則として利用者の全額弁償となります。

9 利用後について

- ・利用後は、備品の配置や利用機器を元の状態に復帰し、机上や床等を清掃してください。
- ・利用時に出たゴミは、すべてお持ち帰りください。
- ・利用後は総合受付までお越し頂き、スタッフと共に片付け完了のチェックを受けてください。

10 利用制限について

- ・営利活動、宗教活動、又は政治活動を目的とする活動には利用できません。
※ただし、営利活動のうち、障がい児・者の日常生活及び社会生活の充実を目的とした創作的活動の提供と認められるものを行う場合は、この限りではありません。
- ・他の利用者の迷惑になるような大きな音響の出る活動は、利用をお断りさせて頂く場合があります。

11 駐車場・駐輪場について

- ・多数の来館者が予想される場合は、事前に申し出てください。また当日は、駐車場整理係の配置や他の駐車場手配等を行ってください。

12 その他

- ・利用規則に従って頂けない場合は、今後の利用をお断りさせて頂く場合があります。